

## 男女共同参画

### 働く男女の賃金格差

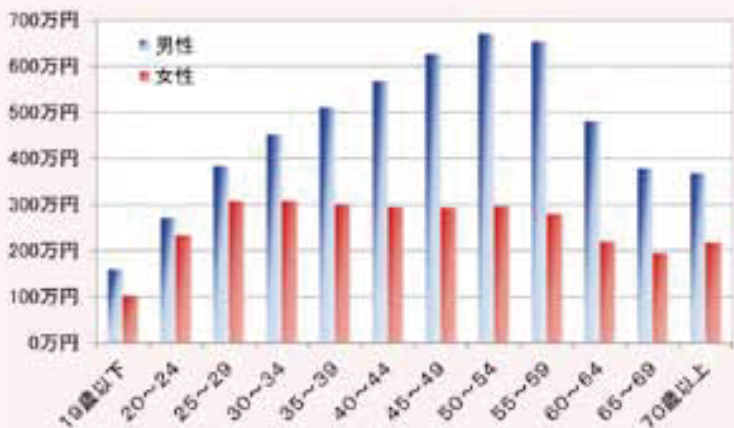
企画課男女共同参画推進室

☎ 23 | 3917

平成27年8月、女性活躍推進法が成立し、女性が働く環境の整備が進んでいます。企業でも女性の活躍の場が徐々に広がっています。が、社員の平均年収（平成27年）は、男性521万円、女性276万円で、男女間において大きな賃金格差が生じています。さらに、年齢階層別の給与額（下記グラフ参照）を見ると、男性は年齢とともに給与が上昇するのに対し、女性はほぼ横ばいで、20歳代後半から50歳代前半までその差は開く一方です。

賃金格差の要因は、勤続年数と管理職比率の差によるものと考えられています。根強く残る長時間労働を前提とした労働慣行や固定的性別役割分担意識は、女性の仕事と家庭生活の両立を困難にし、出産や介護などを機に退職したり、昇進をあきらめたりせざるを得な

い状況を生み出しています。男女の賃金格差の解消には、各種休暇や短時間正社員制度などを充実させるとともに、その制度を利用しやすい職場風土を作り上げていくなど、仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備が必要です。全ての人間にとって暮らしやすい社会の実現を目指し、女性が活躍できる場を拡大していきましょう。



年齢階層別の給与額  
(平成27年国税庁民間給与実態統計調査結果より)